

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和4年9月16日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 令和3年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2号 令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
- 議案第 3号 令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 4号 令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5号 令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6号 令和3年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7号 令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8号 令和3年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	宮内保	副委員長	遠藤保明
委員	松木源太郎	委員	片桐文夫
委員	島田恒	委員	井田孝
委員	伊場哲也	委員	菅谷道晴
委員	常世田正樹		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長	木内欽市	議員	崎山華英
議員	戸村ひとみ		

説明のため出席した者（24名）

総務課長	小倉直志
財政課長	山崎剛成
環境課長	高根浩司
高齢者福祉課長	赤谷浩巳
会計管理者	小澤隆
学校教育指導室長	齊藤実
体育振興課長	金杉高春
その他担当職員	10名

企画政策課長	柴栄男
税務課長	向後秀敬
保険年金課長	高野久
上下水道課長	多田一徳
教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行
監査委員局長	杉本芳正

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和
副主幹	菅晃

事務局次長	金谷健二
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） 皆さん、おはようございます。

昨日に続きまして、決算審査特別委員会ということでご苦労さまでございます。委員の皆さん、引き続きよろしくお願いいたします。また慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。また課長の皆さん、今日も簡潔で明快なご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、崎山華英議員、戸村ひとみ議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解のほどお願い申し上げます。

それでは、昨日に引き続きまして木内議長に出席をいただいておりますので、木内議長にご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、そして幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。昨日に引き続き、決算審査をお願いするところであります。

昨日は、決算の趣旨にのっとり、計数に誤りがないか、予算の執行が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置いて活発な審議が行われました。先ほども事務局と話をしていたんですが、今までかつてないほど出席委員全員からご質疑がございました。そして、傍聴の方からもご質疑がございました。私も質疑をさせていただきました。この会場にいる全員の議員が質疑をしたということで、皆さんの熱意が伝わってまいります。非常に素晴らしいことだと思います。

一例を挙げるならば、井田孝議員が1円のこれは何だと。これは本当に計数に誤りがないかにのっとった、こういう質問も非常に大事だなと、改めて私も勉強になりました。どうか本日もよろしくお願いいたします。

なお、昨日も委員長がおっしゃっていましたが、新型コロナウイルスは相変わらず猛威を奮っております。私も毎日新聞を見るんです。左から3ページ目になると房総版があって、まず旭市を見て、銚子市を見るんですが、感染者数は確かに減っているんですが、死亡者数はずっと十数名、1か月以上ずっと同じなんです。これがちょっと気にかかるところであり

ます。それで、千葉市は減ったんですが、またここへ来て増えてきていますので、本日も、先ほど委員長がおっしゃってくれましたが、職員の皆さんは大変密なので、職員の中からも大変出ているというお話を聞いております。45分で一旦休憩を取って15分の休憩、小まめな休憩を挟みながら、皆さん方の健康状態を考えながら行っていくということでございます。

それでは、宮内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） それでは、昨日に引き続きまして、議案第1号、10款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 何点かあるんですけども、まず、昨日の質疑の続きでして、説明資料の66ページ、決算書では283ページです。

小・中の教育現場にいわゆるインターネットや今の時代のデジタル化が始まったのは、私が平成17年まで議員をやっているときの5年か10年前に、各学校にインターネットをどう入れるかということで大変お金をかけて苦労した時代がありましたが、現在では、それこそ端末を生徒一人ひとり配付して、学校に出席しなくてもZ o o mなどを使って参加できるという、当時は考えられなかったようなことが今起こっているわけです。

そこで、私が聞きたいのは、教育委員会の制度はちょっと変わりましたが、これは現場だけの問題ではなくて、旭市のモバイル関係を充実するためには、やはり、教育委員会がどういう方針を持ってやっているかということが大変大事になってくると思いますので、これはまた機会があったら教育長や教育委員の方々に聞きたいと思います。

そこで、66ページの説明資料を見てみまして、使用料及び賃借料のところに教師用P C賃借料、それから教育用P C、サーバの賃借料、それから児童生徒ノートP Cの賃借料と、こういうふうにかなり高額な金額がされておりますけれども、単価はだいたい幾らぐらいになるのか。そして、交換や修理、その他は、この予算の中でどこに含まれているのか、こういうことをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、ただいまの松木委員のご質疑にお答えいたします。

まず、使用料、賃借料で教師用ＰＣ賃借料と教職員用ＰＣ賃借料、サーバと児童生徒用ノートＰＣ賃借料ということでございます。

まず、教師用のパソコンの賃借料のほうでございますが、こちらは教職員が事務作業、成績処理をするとか、そういったもので使用しているパソコンでございまして、これが全部で435台で約1,000万円の賃借料で、パソコンのほうはパソコン本体にサーバが、要はサーバ&クラウド方式ということで、パソコン自体は操作するだけで、サーバは別のところに市役所のほうに光ネットでつないで、市役所のほうでサーバは設置してございます。

それと、児童生徒用ノートＰＣのほうですが、こちらは児童生徒のＰＣと書いてありますが、実際は授業で先生のほうが操作をして、それを画面に映したりして生徒に見せるというようなパソコンでございまして、こちらのほうは全部で267台を使っております、総費用で1,860万円ということでございます。

修理のほうですけれども、こちらは需用費のほうで修繕料を設置しております、修繕料のほうで、もし不具合があると修繕しているというところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、生徒一人ひとりが持っているのは何を持っているんですか。それを聞きたいんですけれども。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 生徒一人ひとり、タブレットを持っております。タブレットにつきましては、令和2年度に国庫補助金を活用しまして購入してございます。それは4,700台購入しております。これは国のGIGAスクール構想に基づきまして、文科省のほうで1人1台タブレットを持たせるという目標を令和2年度ぐらいに、令和元年度だったかと思いますが、そこら辺で計画しまして、実際、コロナ感染症が拡大したということで、学校が休業になっても自宅でリモート学習できるようにということで、前倒しで全国的に1人1台タブレットを配付したということでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、ここに出ているのは教室で使うノートパソコンということですか。

そうすると、令和3年度の情報化推進事業8,100万円というお金は、その前のタブレットなどで、いわゆる出席しなくてもできるようにしたものを、今度はもう一度、校内でもって全部サーバその他を新しくして整備し直したと、こういう考えでよろしいんですか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 令和3年度の予算のほうで執行している委託料、使用料、賃借料は、タブレットとは別にもともとあったものでございます。長期継続契約で賃借料は契約しておりまして、1年間の金額がこれだけの金額というところでございます。

さらに、委託料のほうで一番金額の大きい小・中学校ICT支援員業務委託料、こちらについてはタブレットを児童生徒、先生方も当然使い方がまだなっていないということで、それを支援する、研修をするなり、いろいろ教え方、こうやってやったほうがいいんじゃないかということで支援をするということで、令和3年度から行っているものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、この事業をさらに進めていくためには、今、予算書を持ってきていないんですけれども、令和4年度の予算書ではどのぐらいの費用をこの事業にかけることになっていますか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 令和4年度につきましても、ICT支援員派遣業務委託を継続して実施しております。これにつきましては、教育委員のほうからも継続してぜひやったほうがいいんじゃないか、進めてもらいたいというようなご意見を頂戴しておりまして、教育委員会の中で決めているところでございます。

それで、令和4年度の教育情報化推進事業の事業費のほうは1億358万8,000円の費用を計上してございます。やはり、ノートパソコンの保守業務と賃借料が主な費用となってございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、報酬等はお1人つけているわけですね。令和3年度の予算と同じように。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ICT支援員の委託料として計上してございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ほかのことについて何点かお聞きしたいと思います。

まず、決算書283ページから285ページに育英資金積立金50万円がありますけれども、旭市は給付型の育英資金を行っています。それで、給付型というのは最近すごく注目されていて、金額が多ければなおいいんですけれども、旭市の場合は今でも4万円だと思うんですけれども、それが違っていれば教えていただきたい。人数と、それからどういうところに、高校と大学、それから専門学校もあると思うんですけれども、令和3年度の決算時点での給付型の育英資金についての状況をお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 育英資金についてのご質疑でございます。

金額のほうですが、まず高校生につきましては県立高等学校の授業料の額ということで月額9,900円、あと、大学生等は国立大学の授業料の3分の1以内ということで月額1万4,400円を給付しているところでございます。

人数のほうですが、令和3年度の実績で74人、高校生が17人で、大学生が57人となっております。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

次に、少し飛びますが、説明書の70ページ、第二市民会館改修工事、その他、市民会館関係と図書館の問題を聞きたいんです。一般質問でも聞きましたし、質疑でも聞きましたけれども、図書館のことについてももう少し詳しく事情を聞きたいんですけれども、本会議の答弁では分からないので、まず、県立東部図書館というのは、県のほうがいつ廃止するというのを宣言しているんですか。つまり、廃止はしないけれども、一緒に使いましょうというこ

となんです。それとも、あの建物を旭市に有償ですか、無償ですか、差し上げるからということなんです。そこらはどういう話になっているんでしょうか。

つまり、私は一般質問でも聞きましたけれども、西部図書館はまだ健全として今事業がされておりますけれども、東部図書館は半分とはいかないけれども、何分の1かを旭市の市立図書館に貸して、閲覧の資料もかなり減りました。それでもって実施して、今、県は中央図書館の建て替えでいろいろともめているようですけれども、市とはどのような話であそこを使うことになったんですか。そのことについてお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 県立東部図書館内に旭市図書館を開館するに当たって、旭市と県とで覚書のほうを締結いたしまして、東部図書館の一部を借用して開館するような状況でございます。

一応、この関係なんですけれども、ここの説明資料に書いてありますが、令和2年度からの繰越し事業ということで、本来は令和3年4月にオープンを予定していました。県の方針が一部変更になりまして協議を要したために、令和3年7月に開館する運びとなりました。

これは何で延びちゃったのかところなんです、この覚書なんですけれども、実際には覚書を交わさないと、市が借りることができなかったという状況がございます。

それと、先ほどおっしゃっていた覚書の中には、新県立図書館の完成時期にかかわらず、できる限り早く移譲を目指すというような文言が入ってしまして、早めに移譲を進めていくような状況になって書かれております。これに対して、市ではこれはちょっと問題があるので、覚書に関する申入れというような形でありまして、移譲前に施設の維持に関する修繕費用は県が負担してくださいよ。それから、施設の移譲に当たって、施設の運用に支障が起らないように県と市で協議して、必要な改善は移譲するまでに県が行ってくださいということで、移譲するに当たってお金が発生するとか、そういったことは、まだこの時点では話になっておりません。そういった状況でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 令和3年度の事業のことについては分かりましたけれども、今日は教育委員会の最高責任者の教育長がいませんから聞けないんですけれども、旧図書館、前の市民会館は塀が建てられて壊そうということで工事が始まっていますから戻ることはできないわけなんですけれども、これから旭市で図書館がなければならぬと思うんですね、どうしても。

県立東部図書館はなくなるのか、どこかへ移るのか知りませんが、そういう方向が明らかになっている。そうすると、旭市としては、これからどういう図書館をつくるかということについて教育委員会の中で検討していかなくちゃいけないと思うんですね、本来は。検討していったら、例えば、近くでは匝瑳市とか横芝光町とか、近隣でも自治体の規模にしては充実した図書館がありますから、そういうものを参考にしながら計画をつくらなくちゃいけないと思うんですけども、それについては今どのような状況でございますか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 旭市の図書館の考え方というんですか、その辺なんですけれども、今のところ、旭市として東部図書館を移譲いただく方向で検討を進めているという状況でございます。

一般質問でもお答えしましたが、実際、蔵書の冊数が近隣の図書館に比べて旭市の図書館はかなり少ないという状況でございます。令和4年4月1日現在ですと、匝瑳市は32万冊程度、横芝光町のほうは40万8,000冊程度、旭市の図書館の蔵書数は9万6,000冊程度ということで、近隣の図書館に比べてかなり少ないという状況でございます。これは、今まで市民会館内に旭市図書館を開館していたためにスペースが少なかったということで、これは蔵書を増やすことができなかったという状況でございます。

移譲を受けますと、規模的にも匝瑳市と横芝光町と大きさがあまり変わらないという状況になりまして、そこをうまく活用できないかというところは今考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 昨日の質疑とダブるかもしれませんが、ICT支援委員が4名というお答えがあったかと思えますけれども、4名で足りていると思えますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ICT支援員4名ということで、昨年度から、今年度も実施をしているところでございます。各学校4名をそれぞれスケジュールを組んで、できるだけ学校の希望に沿うように配置をしているところでございます。

ただ、ICT支援ということで、学校だけじゃなくて、今は家に持ち帰ったりしているところがございます。児童生徒の使い方ということで、もっともっと支援していかないといけないなと感じております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ということは、足りないというふうに理解してよろしいかなと思うんですが、よろしいですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） すみません。昨年度から実施しているところがございますので、今年度につきましては、ICT支援員のほかに各学校にICTマイスターということで、各先生方にも選任して勉強していただいていると。そういった中で、ICTについてそういった情報を皆さん、ICTマイスターがほかの先生方に広めていただくということも努力しております。

まだ始まったばかりですので、これからもっともっと充実させていただければならないとは考えております。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 分かりました。

ICT支援員の不足分を各学校のICT授業マイスターにお願いするような形。ICT授業マイスターは聞こえはいいんですけども、教員なんですよ。そうしますと、担当の教員の負担が増えかねないということもありますので、予算のかかることですが、支援員のいわゆる人材がいれば、1人でも2人でも充当していくという配慮が1点。

そして、今お話が出ました授業マイスターの育成ということも必要なのかなと。教育効果をより上げていく意味でね。したがって、先進校だとか先進国に学ぶ、そういう姿勢も大事かなというふうに思いました。

いずれにしても、これからとか今始まったばかりというお話がありますが、単純に考えても、米国と比較してみたら、20年は学校現場もICT関係では遅れていると思うんです。ですから、どういうことかと言いますと、22歳で大学を卒業して教員になる人間が20年と言いますと、もう45歳になってしまうと、現在の学校教育分現場では、中堅教員からプラスアルファぐらいの人間であると。そういう学校現場の教員がいわゆるICT教育関係

の実技支援とか、そういうことをしないまま今現在に至っているんだよといったところにも目を向けることが必要かなと、そんなふうに思いました。

2点目をお願いします。小・中の施設改修工事がなされたというふうに出ておりますけれども、洋式トイレのほうの設置というのは完了したんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小学校施設の改修事業でございますが、トイレの洋式化・乾式化工事につきましては令和2年度からの繰越しということで、令和3年度中に一応完成しております。

ただ、全部が洋式になったというわけではなくて、学校のほうでも要望がありまして、例えば公衆トイレでまだ和便器が使われているので、教育上、和式のトイレはそれなりに残してほしいというようなことがあったり、あとは、生徒の中には潔癖症で洋式便器に座れないというお子さんもいるということで、そういった声を受けまして、100%ではないんですが、一応洋式化・乾式化工事は令和3年度に完成しているというところでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員をお願いします。資料のページ数をできれば言っていただきたいと思います。

○委員（伊場哲也） 分かりました。66ページ、67ページ、68ページにわたっての内容でございます。小学校、中学校の施設改修事業に関わる件です。

今後の予定は、具体的にどのような改修工事が計画、予定されているのかを教えていただければと思います。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小学校、中学校の施設改修事業につきましては、コロナ対策の洋式化あるいは自動水栓工事というのはひとまずは完了してございます。

そのほか、小学校15校、中学校5校、20校で大変大きな多大な床面積を保有している、市の公共施設の中でも半分近くが小・中学校ということですので、老朽化している、あるいはそれに対する修繕というのは当然必要になってくるかと思えます。

ただ、やみくもにただ壊れたから直すというわけではなくて、旭市公共施設等総合管理計画の個別施設計画あるいは学校施設の長寿命化計画というのを策定しておりまして、その中で老朽化状況を調査、評価してございます。それに基づいて計画的に一応修繕をしている

というところでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 同じページでございます。

今後予定されている学校再編がありますので、今おっしゃられた計画と併せて、学校再編のこともにらみながら、やはり、子供には投資をしていく。教育には予算を充当していく。

「環境が人を育てる」という言葉もありますので、先を見て充実した教育施設環境が図られるようにご尽力いただければというふうに思います。

質疑を終わります。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません、また戻っちゃいますけれども、66ページの教育の情報化推進事業について、松木委員のほうから先ほど質問があったんですけれども、その中で、使用料及び賃借料で私は分からない点があったんです。教職員用P C 435台、児童生徒用ノートP C 267台、これは先生方のP C等で、授業で行う児童生徒用のP Cですよね。

令和元年度に生徒向けにタブレットが入りました。そのタブレットと、この授業で使うP Cというのは連携しているものなんですか、それとも全然連携していないものなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま片桐委員からご質疑がございました使用料及び賃借料、教職員用P Cと児童生徒用ノートP Cについてのご質疑でございますが、まず、児童生徒用ノートP Cにつきましては授業で先生が使っているものですので、生徒が持っているタブレットと連携をさせることが可能でございます。実際は、授業で生徒がタブレットを見ながら、あるいは先生が自分のパソコンを操作しながら連携させて授業できるというところでございます。

それと、教職員用のP Cにつきましては、先生のほうで成績処理とか、学校の校務に使っているものですので、それは直接は生徒が使うタブレットとは連動していないというところでございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。あと、うちの孫もタブレットを持っているんですけれども、タブレットは家に帰った中でそんなに活用されていないような話を聞くんですけれども、

そういった点はどうなんですか。パソコンとの連携が図れていれば、授業外でも家でもできるかなと思うんですけども、それが、いまいちまだなっていないような気がするんですけども、その点。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校でのタブレットの持ち帰りのほうですけども、学校のほうでは持ち帰りを勧めているところがございます。タブレットを持ち帰って、家で学習ドリルをやるとか、あるいは先生のほうから課題を出されたものをやるとかということができておまして、ただ今現在、ほぼ毎日やっていると、ほぼ毎日持ち帰っているという学校が小学校で2校、中学校で1校、週3回以上持ち帰っているところが小学校1校、中学校1校でございます。あとは週1回とか、あとは月1回以上ということで、学校によってばらつきが今のところあるということなので、できるだけタブレットを有効活用するためにも自宅へ持ち帰って学習できるように、学校だけではなくて保護者の方と連携を取りながら進めていきたいと考えております。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 決算書の283ページになります。適応指導教室指導員、また特別指導教育体制推進事業のところなんですけれども、特別支援教育体制推進事業の報償費の内容というか、人件費なのか何なのかについて教えていただきたいのと、適応指導教室指導員の人数についてまず教えてください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、決算書283ページの適応指導教室指導員配置事業でございます。こちらは市役所のほうにフレンド旭ということで長欠児童生徒をお迎えする教室がございます。こちらのほうは一般職報酬2名で210万4,633円ということでございます。

こちらのほうに通っている児童生徒数のほうは、昨年度、21名のご利用がございました。開設日数は168日でございます。その下の特別支援教育体制推進事業でございますが、こちらは特別支援が必要なお子さんに対する支援の体制ということで、報償費のほうなんです、特別支援連携協議会というのと、あとは専門家チーム委員というのを委嘱してございます。これは、それぞれの発達障害とかそういった障害に対する専門家のご意見をいただくという

ようなことがありますので、報償金としてお支払いをしているというところでございます。

○委員長（宮内 保） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。適応指導教室指導員という方が各学校に派遣されているのかと私は思っていたんですけども、実は障害のあるお子さんが希望すれば、特別支援学校ではなくて一般の小学校のほうに入学できるということになったと思うんですけども、ある学校で要は面倒を見てくれる教員の方が足りないというところでお話を聞いたんです。市役所のほうに相談しましたところ、予算が足りないということで、予算が足りないのに受入れを始めたというところの整合性が全く合わないの、その点についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校の内部のことになりますので、学校教育指導室長のほうからご答弁申し上げます。

○委員長（宮内 保） 学校教育指導室長。

○学校教育指導室長（齊藤 実） ただいまの質問についてですが、学校で支援を要する児童生徒が入学した場合は、県費負担教職いわゆる通常の教員と、市で派遣している教諭補助員、この方たちで教育を進めることになります。

県費負担教職員につきましては児童生徒数で人数が決まっておりますので、プラスアルファの充実した支援を行うには市の教諭補助員で対応するしかございません。そのような中、ここ数年、子供たちの支援の充実ということで教諭補助員の増員をしているところでございます。

そのほかに医療的なケアが必要なお子さんたちもいます。医療的ケアは教員たちが行うことができませんので、旭市としては看護師資格を持っているメディカルサポーターという方を3名採用し、子供たちの医療ケアを行うような体制を現在つくって進めているところでございます。

○委員長（宮内 保） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。増員をしているということでしたけれども、実際、現場のほうでそういう話を聞いたので、もう一度、受入れを本当にしていいのかどうか、かえって受け入れることで、特別支援学校に行ったほうがお子さんもご家族も、そちらのほうがよかったとなる結果が多分最悪だと思うんですよ。なので、人員の増強、あとメデ

ィカルサポーターも3名ですか。今、養護学校のほうもかなり人が、県のほうのあれですけども、いっぱい、今後ますます障害のあるお子さんが増えるという予測も出ていますので、そういったところをしっかりと見直していただければと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、2点ほど質問させていただきたいんですが、説明資料67、68ページの小学校、中学校施設改修事業の令和2年度から繰り越された主な理由をお聞きしたいのと、あと決算書289、297ページに、小学校施設管理費、中学校施設管理費の中の特殊建物調査委託料、小学校、中学校別に上がっているんですが、一般質問でも保育所の件で確認したんですが、調査によって指摘事項が上がってきた場合の対応の方法をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、説明資料のほうの67ページ、68ページの令和2年度からの繰越し事業の内容でございます。

こちらにつきましては、コロナ感染症対策として国から補助金を頂きまして、小学校のトイレの改修、洋式化・乾式化工事と自動水栓工事を行いまして、あとは嚶鳴小の空調機の更新工事を小学校のほうは行ってございます。

それと中学校のほうもトイレ改修工事と自動水栓工事、あとは海上中の空調機の更新工事を行ってございます。

それと、決算書のほうの特殊建物調査委託料ということでございます。こちらにつきましては井田委員ご専門だと思いますが、公共性が高く多数が利用する建物につきましては事故防止のため法定で定められている調査でございます。こちらについて調査でご指摘をいただいた事項につきましては、それについて対応させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 繰越し工事の内容ではなくて、繰り越された理由を教えてくださいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 大変失礼いたしました。繰越した理由でございますが、こちらは感染症対策ということで国の補正予算で対応したものでございます。国の補正予算ということなので、年度の途中で補助金が決まって、工事もあったということで、たしか12月補正とか11月補正で予算設定したものですので、工期が確保できないということで、実際、設計業務から翌年度に繰越してしまったというのが理由でございます。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 工事は令和3年度に行われたと思うんですが、ちょうどコロナ禍でトイレ設備とか品薄の時期だったんですが、それにより工期の遅れとかはなかったのかお聞きします。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。
教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 昨年、工事の期間であったわけですが、コロナであるいは中国のほうから品物が入らないとかいろいろありましたが、何とか年度内に完了したというところでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。
（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、10款教育費についての質疑を終わります。
議案の審査は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、11款災害復旧費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、11款災害復旧費について補足説明を申し上げます。

決算書の358ページをお願いします。

11款災害復旧費は、令和3年度の支出はございません。令和3年度は、幸いにも大型台風

などによる被害が少なく、災害復旧費として公共施設や道路などの復旧工事がなかったことによります。

以上で、11款災害復旧費についての説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11款災害復旧費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、11款災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて、12款公債費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、12款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の360ページをお願いします。

中段よりやや下のほうになりますが、12款の公債費です。公債費の支出済額は32億2,454万5,730円で、前年度比1億7,463万8,514円、5.7%の増となっております。

内訳といたしまして、1項1目元金の備考欄1、借入金償還費が31億2,020万2,270円で、2目の利子の備考欄1になりますが、借入金利子支払い額が1億434万3,460円となっております。

なお、一般会計の令和3年度末の市債現在高につきましては297億1,882万8,000円で、これに対する交付税算入見込額は259億597万8,000円となります。

交付税算入見込額の割合は約87.2%となっておりまして、差引き市の実質負担額は38億1,285万円でありまして、実質の負担割合は約12.8%となっております。

以上で、12款公債費についての補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12款公債費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

島田委員。

○委員（島田 恒） それでは、2点ほど質疑させていただきたいと思います。

決算書361ページですけれども、借入金の利子の支払い費が約1億円あるということなんですけれども、だいたいこういう借入金の返済という、ほとんどが長期借入れになると思うんです。15年、20年ぐらいなんですけれども、いろいろ本数はたくさんあると思うんです。

けれども、貸出金の利回りというのは0.何%から二、三%ぐらいまでであると思うんですけども、平均利回りというんでしょうか、そういうのをどこかで見た記憶あるんですけども、それがあれば教えていただきたいということ。

もう1点は、今申し上げましたように、高い金利のもの、減債積立てのようなものがあるわけですけども、そういうもので繰上償還等をしながら利子負担を減らしていくという検討というのはなされているんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、まず最初に利回りのほうのお話でございしますが、今現在、借り入れている利率のほうは、ほとんどが今0.2%以下のものが占めてございます。利率が低いものでございます。特に今高いものは、今回はございません。

あと、繰上償還のほうなんですけど、今まで繰上償還を実施したのが平成19年と平成21年の2回ということで、最近につきましては、利率もそんなに高いものは少なくなってきたということもありますし、繰上償還のほうも数は、最近につきましてはございません。

国からとかの繰上償還の照会、財務省とかの照会とかも、今、こちらのほうは受けていない状態でございますので、今現在はございません。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 承知しました。結構です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） ただいま戸村ひとみ議員より発言の申出がありました。

お諮りいたします。会議規則第117条の規定により戸村ひとみ議員の発言を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、戸村ひとみ議員の発言を許可することに決定いたしました。

戸村ひとみ議員の発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、昨日同様、1点でよろしくお願いします。

○議員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

先ほど、課長の説明で、公債費が令和2年度より5.7%増ということでご説明があったん

ですけれども、実質負担が38億円幾らで、説明書の9ページなんですけれども、私の理解力がちょっと足りないんだと思うんですけれども、令和2年度と令和3年度が第5の4表で棒グラフになっていますよね。縦に棒になっているもの。実質負担額と交付税算入見込み、期末残高ということになっているんですけれども、令和2年度と令和3年度を比べたときに、このグラフは増になっているということなんですか。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それではまず、資料9ページのほうの棒グラフの関係ですが、こちらのグラフにつきましては、一般会計から特別会計、企業会計、全会計を含めたグラフですので、実際下がっていると。私のほうが公債費として説明させていただいたのは一般会計のみということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） 私も一般会計のほうも見ているんですけれども、左が一般会計ですよね。棒グラフが二つ並べてあって、一般会計令和2年度265億2,000万円というのが、この数字じゃないんですか。交付税のところですか。全体で308億5,000万円、令和3年度で297億2,000万円ではないですか。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 説明のほうが的確でなかったです。

資料の数字のほうなんですけど、こちらは残高のお話でございます。市債の現在高という、今現在残っている金額のほうでございますので、令和2年度から令和3年度については減っておりますということで、12款で説明させてもらったほうは、こちらは1年分の支払い額ということでございますので、それはいろいろ起債のほうの種類がございますけれども、返すお金が増えた起債が令和3年度はあったということで増えたということで、残高と、その年の支払い額ということです。

○委員長（宮内 保） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） 分かりました。令和3年度では、先ほど島田委員のほうのあれにもありましたけれども、たくさん返された。利息もたくさん払われたということなんですか。

でも、起債したものも増えて、返したものも増えて、違うな。起債したものが増えている。あと利息も増えたということの解釈でいいですか。残高自体は減ったということですか。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 起債のほうは、かなりの本数を借りて、かなりの本数も返しております。

令和３年度につきましては、償還するものが前年度より増えたということで、歳入として入る市債として借り入れるものが少なかったという、その差もございます。

○委員長（宮内 保） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） また詳しく後で聞かせていただきたいんですけども、市債の結構な割合を交付税で後で頂けるというのを先に借りておくというやり方があるということで、それがかなりの部分を占めていると思うんですけども、令和３年度で言うとも326億8,000万円ですか。この部分というのが、何が聞きたいかと言いますと、きちんと頂けているのかどうか。国のほうであげるんだけれども、先に借りてよというものですよね。少しずつあげていくからという部分だと思うんですけども、予定どおりにきちんとそれが頂けているのか、市のほうに財源として入ってきているかどうかということを確認したいんです。市債が増えて、返すほうもたくさん返していらっしゃると思うんですけども、借り入れるほうばかりが増えて、これだと5.7%増になって、また令和３年度末で、全体としては減っているんだ。

ただ、この先のこととかも考えると、ちゃんと国が予定どおりに市債の部分で交付税であげますよと言われているところを、令和３年度も予定どおりきちんと入ってきたのかどうかを確認したいんです。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、交付税算入見込額ということでお話しさせていただきますと、こちらは確かに交付税の算定上、公債費という項目がありますけれども、そちらでちゃんと見込まれておりまして基準財政需要額にカウントされていますので、その分は国からしっかり見られているということでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 先ほどの島田委員へのご回答の中で、繰上償還を実施した年数について誤りがありましたので訂正させていただきます。

繰上償還を今まで実施してきた年度が平成19年と平成20年と平成21年、この3年間と、あと平成25年に1回、全部で4回ということで訂正させてください。

○委員長（宮内 保） それでは、12款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13款諸支出金について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、13款諸支出金について補足説明を申し上げます。

決算書の360ページをお願いいたします。下のほうになります。

13款諸支出金の支出済額は7,947万5,000円で、前年度比841万1,000円、9.6%の減となっております。

減の主な要因ですが、次のページ、362ページをお願いします。

2項1目水道事業公営企業費のうち、令和2年度には支出がありました水道事業会計支出金が、令和3年度には配水管布設工事の減によりなかったことによるものでございます。

以上で、13款諸支出金の説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、13款諸支出金について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、13款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、14款予備費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、14款予備費について補足説明を申し上げます。

決算書の362ページをお願いいたします。下のほうです。

14款予備費の充当状況についてご説明いたします。

予備費支出及び流用増減の欄になりますが、令和3年度の予備費の充当額は4,879万9,000円で、件数といたしましては59件でございました。

以上で、14款の予備費についての説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、14款予備費についての質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、14款予備費についての質疑を終わります。

以上で、議案第1号の質疑を終わります。

それでは、9款消防費から14款予備費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時20分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は、着座で結構です。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定については本会議で説明申し上げたとおりですけれども、提出資料としまして、病院事業債の明細書を追加してございます。ページ右上、議案第2号企画政策課と枠組みになっている資料になります。

それでは、追加資料の3ページをお願いいたします。

一番上の行、見出しの中ほどですけれども、未償還残高の列の一番下の行になります。

195億5,179万9,745円は、令和3年度末の残高となります。

また、その上の2行、36番と37番になりますが、これが令和3年度の借入れ分となります。

説明は以上です。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 決算のいろいろな資料を見て、大変大きな借金を地方独立行政法人が計画した場合に、市が責任を持って金融機関から、また国からも借りなきゃならないということであります。

195億円というのは、旭市独自のものに比べても大変多いわけですが、この表の最

後の1点、今日私も資料を見ていて気がつかなかったんでお聞きしたいんですけども、金融機関が、この一番最後だけ、ちばみどり農業協同組合となっているわけですけども、あとは大変公的なところが多いわけですが、これはどういう事情なんでしょうか。特別な事情があるんでしょうか。簡単なことですけども、聞きたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、起債するに当たりまして、市の場合、県との事前協議が必要になります。事前協議を行った際に、例年であれば確かに公的資金から借りられるんですけども、令和3年度につきましては、国の資金計画の都合によりまして、一部を民間等の資金から借りてもらいたいということがありました。ということで、1本、ちばみどり農協から借りたことになっております。

民間資金を利用するということになりましたので、一応、市内の金融機関で入札を行いまして、結果、ちばみどり農協となっております。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 委員長からお言葉がございましたので、着座のままでご説明させていただきますと思います。

それでは、議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は、旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明させていただきたいと思います。資料につきましてはこちらになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

令和3年度の平均世帯数は、一番上段になりますが1万752世帯、前年度比1.2%減となりました。また、被保険者数につきましては、先ほどの右側1万8,848人、前年度比にしまし

て2.7%の減となりました。

下段の表は国保加入率の推移で、住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合になります。令和3年度末の国保加入率は、世帯割で令和3年度の左から3番目になりますが39.8%、人口割合では、3つ右側になりますが28.8%になり、いずれにおいても減少傾向が続いております。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページ、3ページは、療養費や出産育児の一時金などの保険給付費の状況でございます。

3ページの下段の表、⑦の合計欄をご覧くださいと思います。令和3年度の保険給付費の総額は56億911万6,000円、前年度比5.9%の増となりました。増の要因は、被保険者数は年々減少しているんですが、1人当たりの医療費が依然上昇しているためでございます。

続いて、4ページをお開きください。

国民健康保険税の推移ということで、国保税の収納状況になります。

上段、令和3年度の現年課税分の欄をご覧ください。収入済額は、左から3番目、17億9,422万5,000円、不納欠損額はその右側、254万円、収納率は3つ右に移りまして94.6%となりました。

続いて、右側に移らせていただきます。滞納繰越分の収入済額は8,876万6,000円、不納欠損額はその隣、2,742万2,000円、収納率は3つ右に移りまして33.5%となりました。

続いて、5ページをお開きください。5ページは保険税の賦課状況となっております。

ページを開いていただきまして、6ページをご覧くださいと思います。

最後に、滝郷診療所の状況でございます。令和3年度の欄をご覧ください。診療日数は189日、患者数はその隣、5,204人で、前年度比6.6%の減となりました。

右に移りまして、診療収入においては5,697万4,000円で、前年度比4.8%の減となりました。本会議でもご説明したとおり、減少の要因は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として令和2年8月から開始しました予約診療による人数制限や、マスク、手洗い習慣等の浸透によりましてコロナ以外の感染症が抑制されたことによる患者数の減によるものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、税務課から令和3年度の決算について補足説明を申し上げます。

資料としましてお配りしてあります令和3年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧ください。資料右上に、議案第3号税務課となっております。

1ページをお開きください。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は、前年度と比較したものです。区分欄（A）の令和3年度の調定額合計は21億5,917万9,143円で、対前年1億383万8,112円の減となりました。

減の主な理由は、被保険者数の減等によるものです。

（B）の収入済額合計は18億8,299万775円で、対前年4,741万9,189円の減となりました。

（C）の不納欠損額合計は2,996万2,437円で、対前年3,768万8,184円の減となりました。

1つ飛ばしまして収入未償額合計ですが、これは滞納繰越額で2億4,833万731円となり、前年度より1,804万2,612円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和3年度の現年分が94.59%で0.51ポイントの増、滞納繰越分が33.52%で1.19ポイント増となり、現年滞納繰越の合計は87.11%で、前年度より1.87ポイントの増となりました。

続いて、2ページをお願いします。

この表は国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は、一番右側の収入済額増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者についてですが、医療分、後期高齢者分、介護分ともに減となり、小計では、前年度より4,696万2,699円の減となりました。

次に、退職被保険者については45万6,490円の減となりました。

以上、国民健康保険税の合計では、前年度より4,741万9,189円の減となりました。

減の主な理由ですが、一般被保険者における保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

次に、3ページをお願いします。

上段の表は、過去5年間の収納率の推移です。令和3年度の国民健康保険税の収納率は87.11%で、平成29年度と比較しますと11.83ポイントの増となっており、順調に伸びてきているところでございます。

下段の表は、過去5年間の収入未償額の推移です。令和3年度の現年分滞納繰越分の収入未償額の合計は2億4,833万731円で、平成29年度と比較しますと3億1,190万5,509円の滞納額を縮減することができました。

以上のとおり令和３年度の国民健康保険税の収納状況を説明いたしましたが、今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第３号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第３号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 国民健康保険事業というのは大変重要な事業でありまして、確かに、国保料は旭市の場合には税で扱っておりますけれども、収納については関心が私もありまして、税務課を中心にして大変ご苦労していると思います。税については状況がだいたい分かったと思うので、事業について多少お聞きしておきたいと思います。

私が気になるのは２つです。１つは、国民健康保険の中で、いろいろと検診、その他をやっていたいておりまして、それが大変効果を発揮しているんじゃないかということと、それから、いわゆる短期の人間ドックやその他の事業において、今、どのような受診状態かということを簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、松木委員からの質疑につきましてご回答いたします。

まず、検診の状況でございます。

特定検診につきましては、令和３年度の実績としましては、6,809人、令和２年が5,353人ですので、1,500人程度の増となっております。また、受診率につきましても、令和２年についてはコロナ関係でかなり低くなりましたが、36.3%に対しまして、令和３年度は46.6%となっております。

内容としましては、令和３年度につきましては、令和２年は中止しておりました集団検診が再開されましたので、こちらのほうで1,565人となっております。

また、個別検診につきましては、令和２年度が4,571人に対しまして4,283人となっております。

また、ＪＡが開始しています特定検診におきましては、令和２年が161人に対しまして、令和３年は233人、また、人間ドックにつきましては、令和２年度につきましては621人に対しまして、令和３年度につきましては728人となっておりまして増えております。よろしくお願

いいいたします。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私が今、後期高齢者なんですけれども、事情を聞いておきたいんですけれども、後期高齢者の制度が始まる間の約10年近くの間、いわゆる市が援助する中央病院などを使った人間ドック事業というのができなかったんです。その理由と再開できた理由を、簡単でいいですからご説明いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、質疑についてご回答させていただきます。

確かに、平成20年、後期高齢者医療制度が開始になりましてしばらくにつきましては、検診のほうはございませんでした。

ただ、その後、国保との兼ね合いの中で、特定検診という形ではなくて健康診査という形で復活させていただきまして、現在に至っているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。以上で終わります。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は国保と同様、旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明させていただきたいと思います。

資料についてはこちらになりますので、よろしく願いいたします。

それでは説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。

上段の表、後期高齢者医療の被保険者数になります。令和3年度の平均被保険者数につきましては、下から2番目の計とありますとおり9,568人となってございます。前年度比0.4%

の増となりました。

要因といたしましては、団塊の世代が75歳を迎えたことにより増となっているものでございます。今後も数年間、急激な増加が見込まれるところでございます。

後期高齢者医療制度の加入者につきまして原則75歳となりますが、上段の2つの項目、65歳から69歳の26人と、その下、70歳から74歳の46人の方を合わせて72人につきましては一定の障害を持つ方で、申請により加入された方でした。

下段の表につきましては、後期高齢者医療保険料の納付状況になります。上段の一番上の特別徴収は年金から差し引かれる分でございます、収入済額は左から3番目、3億3,669万6,000円で、収納率は、一番右側になりますが100%になっております。普通徴収の収入済額は、同じく左から3番目、1億6,185万1,000円で、収納率は、先ほど同様一番右側で、令和2年度同額の98.4%となっております。

一番下の合計の欄をご覧ください。

滞納繰越分を含めて、収入済額は5億31万2,000円、不納欠損額はその隣、61万2,000円、収入未償額は2つ右に移りまして343万4,000円、合計の収入収納率は一番右側で、令和2年度より0.1ポイント上昇し、99.2%となりました。

以上で、議案第4号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） ただいまご説明がありましたが、2番、後期高齢者医療保険料納付状況、収納率100%。これは年金から差し引かれるというご説明でした。

その下の普通徴収については、これは年金から差し引かれるんじゃなくて納付という形なんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、ご質疑がありましたことにつきましてご回答いたします。

普通徴収でございますが、通常、後期高齢者につきましては年金天引きということで考えてございますが、75歳到達の方々につきましては、年金事務所との手続き上、タイムラグが生じまして、半年程度、納付金で納めていただいております。

また、75歳到達後、後期高齢者になった場合に、例えば所得等が変更になりまして税額等が変わった場合につきましては、一時的にタイムラグが生じまして普通徴収という形になりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 後期高齢者医療特別会計は、税金だけ集めて、実際の事業は県でやっていますから、細かいことは私たちは何も言えないわけですが、税の問題で1つだけをお聞きしたいんですけれども、今年の10月から、ご存じのように2割負担ということになります。そうすると、徴収する旭市としては、それらのことについて今、私のところには直接県から来ましたが、どんな割合かということのを簡単に、もし予測的に分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 失礼しました。今、松木委員のほうからご質疑がございまして、2割負担の税ということでお話がありました。こちらのほうは、窓口負担ということが2割になるということで、一部負担金ということだと思っております、そちらでよろしいでしょうか。それであれば、お答えいたします。

10月1日から松木委員のお話があるとおり、1割負担の方々の中で所得の多い方につきましては窓口負担が2割ということになります。10月から切替えということでございますので、保険証につきましては既に郵便局のほうに郵送依頼をかけまして、こちらのほうは既に郵送事務は終わっている状態でございます。

その中で、一応対象者となりますのが全体が9,849人に対しまして、2割負担者につきましては1,250人、割合しまして12.69%となっております。この2割負担でございますが、急激な負担に対しまして配慮措置としまして、今まで1割だった方に対しまして、上限を増えても3,000円程度にするということで、後ほど、それにつきましては高額療養費と同様にお支払いするような形になっている制度になってございます。

ですので、これにつきましては令和7年度までということで時限立法的なことでございますが、そういう形で配慮措置されておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 分かりました。私もずっと1割負担だったんですけども、あるときから1年間3割負担になりまして、今度、2割負担になっちゃうかなと思ったら、この間、保険証が来たら1割負担になっていたんです。そういう配慮があったんだなと思います。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料に基づきまして説明をさせていただきますので、ご用意をお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところでございますので、2の要支援・要介護認定者数からご説明させていただきます。

要支援・要介護認定数の状況でございますが、第1号被保険者数、令和4年度3月末の欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者では、要支援1と要支援2を合わせた認定者が551人、要介護1から要介護5を合わせた認定者が2,407人で、合わせて2,958人となっております。

次に、特定疾病を要件とする40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、要支援認定者が15人、要介護認定者が68人で、合わせて83人となっております。

全体では、要支援認定者は566人、要介護認定者が2,475人で、総合計は3,041人で、前年度と比較しまして17人の増となりました。

続いて、2ページをお願いいたします。

3の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は11段階で、第5段階が基準額となります。基準額は年額6万4,800円、月額5,400円となっております。

また、令和元年10月の消費税率改正によりまして、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の保険料が引き下げられております。

続いて、4の所得段階別第1号被保険者数ですが、こちらはただいま説明いたしました所得段階別の被保険者数の状況と構成割合となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

5の保険料納付状況ですが、年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は11億1,383万1,940円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。現年分普通徴収の収入済額は1億1,217万6,470円、収納率は前年度より1.3ポイント増の90.0%であります。

次に、過年度分ですが、収入済額は582万8,037円となり、収納率は23.2%であります。不納欠損額は858万355円で、対象者は198人であります。現年、過年度分を合わせた全体では、収入済額は12億3,183万6,447円となり、還付未済額を差し引いた収納率は、前年度より0.5ポイント増の97.5%となりました。

続いて、6の保険給付費のサービス別支給状況です。居宅サービスの保険給付費の合計額はA欄になりまして17億2,292万4,439円、対前年度2.7%の増となりました。

次に、地域密着型サービスですが、保険給付費の合計額はB欄になりまして7億1,325万739円、対前年度1.5%の増となりました。

続いて施設サービスですが、保険給付費の合計額はC欄になりまして19億4,281万8,343円、対前年度0.2%の増となりました。

次に、特定入所者介護サービス費ですが2億2,405万572円となり、対前年度6.7%の減で、このサービス内容は、施設入所者で低所得の方の自己負担を軽減するために、食費、居住費を補足給付したものであります。

次に、高額介護サービス費は1億581万9,766円となり、対前年度1.7%の増となりました。次の高額医療合算介護サービス費は867万9,937円、対前年度5.7%の増となりました。これらの付加給付を含めました保険給付費の総額は、一番下の欄になりますが47億2,118万2,296円となり、対前年度1.0%の増となりました。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第5号までの担当課は退席してください。

議案審査は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５９分

再開 午後 １時 ０分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、議案第６号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は着座で結構です。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、着座で失礼させていただきます。

議案第６号、令和３年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明をさせていただきます。

決算書のほうは、旭市公営企業会計決算書になります。

それでは初めに、決算書１３ページをお願いいたします。

令和３年度の主な工事について、補足説明を申し上げます。

（１）建設改良費工事の概要となります。

最初に、工事名、水配Ｒ０３第１号、さくら台地区配水管布設替工事となります。この工事の概要は、海上配水場近くの大口径の管路に設置した仕切り弁が故障したため、仕切り弁を含む管路を部分的に布設替えしたものです。

表の２行目になりますが、水配Ｒ０３第２号、三川地区配水管布設替工事ですが、漏水事故が多発する区間の管路を布設替えしたものでございます。

次の表、３行目、水配Ｒ０３第３号、鎌数地区配水管布設替工事ですが、琴田橋にかかる水管橋が漏水したため布設替工事を行ったものです。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第６号について、質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 言葉なんですけれども、ポリエチレン管とダクタイル鋳鉄管の使い分

け、使用用途というんですか、すみません、それが私は分かりませんので説明していただけたらと思います。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、ダクタイル鋳鉄管ですが、鉄製のものということで、こちらは国道、県道等の交通量の多いところに使用されることが多いです。また、配水場から出ます基幹管路、そういったものに主に使用されます。

それから、耐震型のポリエチレン管ですが、こちらにつきましては、それ以外の場所といえますか、ある程度、こちらの管も耐震性を持っていますので、重要給水管路ですとか、そういった中での支線といったところでポリエチレン管のほうを使用しています。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑。

井田委員。

○委員（井田 孝） 今の14ページの工事の件なんですが、これはほぼ同じ竣工年で大真工業が3件取っているということなんですが、水道工事においても、建設業と同じく1工事に1人監理技術者をつけるというような義務があるんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水道工事についても管理者はついております。それぞれの工事について配置されています。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 大真工業は3人監理技術者がいるということではなくて、建設業だと1現場に1人で、かぶってはならないとあると思うんですけれども、水道のあれに関してそれは関係ないということなんですか。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それぞれについていればいいということになってございます。

○委員長（宮内 保） ほかに。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は本会議でもって決算の報告書に基づいた質疑を若干させていただいたのですが、水道事業全体がかなり一般会計からの繰出し、その他を得て、大変な事業だ

と思います。そういうことを踏まえて、この事業がこれから本当に続けていけるのかなというふうに疑問を感じてしまいました。

水道の場合には水が来ないという広域の水道からの問題があつて、去年は大変いろいろな問題が起こったわけですが、こういうことを考えると、もっともっと施設的な充実が必要かなというふうに考えております。

例えば決算のところの総事業費が12億円、利益が2億7,200万円、こんな形が出ておりますけれども、これを本当に旭市がちゃんと経営を続けられるような水道にするにはどうしたらいいかということを考えると、やはり、今、水道ビジョンということここでもっていろいろ計画されているようですけれども、この概略の計画を教えたいと思うんです。

つまり、これからの10年間どうするかということを考えないと、安心して水が使えないんじゃないかというふうに考えていますので、簡単でいいですので、決算に当たりまして、お考え、計画などをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、一番問題といいますか、気になるところは水道料金の件になるかと思いますが、本会議でも市長のほうからお話がありましたように、水道ビジョンの今の計画の中では、令和11年までの計画期間内では、料金の変更はしないという中で運営していきたいとは考えてございます。

事業のほうの今後ですけれども、まず、近い中では、旭配水場のほうのポンプの更新を計画してございます。配水場でいきますと、次に干潟配水場ということになりますが、これはちょっと年数が後になりますけれども、そのほかの管路の更新につきましては、まず配水場から出ています基幹管路と言われるもの、大口径のものについて順次更新をしていく考えています。

基幹管路の更新に続けて、重要給水管路ということで中央病院等の基幹病院、または防災計画等で避難所となっている施設への配水管のルートを更新を行っていきたいと考えております。

そういった中で、配水区域の適正化ということで、自然流下区域のほうの拡大、または配水管のほうのちょっと先になってしまうかもしれませんが、ループ化のほうの更新といったような、そういった順で今後の事業を展開していきたいと、今計画で立ててございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 大変貴重な計画をありがとうございます。

資料のほうでご説明いただきたいんですけども、決算書の11ページと12ページをお開きいただいて、まず11ページのほうの経常収支比率、料金回収率とも、これはかなり幅が広がってきているわけです。それから、12ページのほうの有形固定資産減価償却率から管路経年化率、更新率の推移ということで、これも令和1年以降、令和3年に向かってぐっと上がっているというか、そういう形でもってなっているんですけども、これはどういうことを表しているのか、簡単に教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、管路経年化率につきましては、法定耐用年数を基準として超える管路についての率になります。

これにつきましては、創設から40年以上たっておりますので、管路の耐用年数がだいたい40年ということで、今後増えていくということになってございます。

あと、有形固定資産の減価償却率につきましても、施設の更新等が増えていく中で減価償却をしていきますので、それに伴って減価償却率が上がっていくというような状況でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、令和元年以降は、実際に管を全部見たわけじゃないけれども、そういうような傾向が出てきているということですね。その対処は、先ほどのビジョンの中ではどういう形で、主な話は分かりましたが、こちら辺のところは、どういう形でどのぐらいの経費が必要かという概算でも推計されているところはあるですか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 先ほど、耐用年数のほうが40年ということでお話しさせていただきました。実耐用年数ということで、厚生労働省のほうから基準が出されておまして、ダクタイル鋳鉄管のほうは、法定耐用年数でも2倍というような実績もありますし、ほかのポリエチレン管については1.5倍というような実績がございまして、40年で更新がすぐできればいいんですが、なかなかそれはできないということがございます。

ですので、先ほどもご説明させていただきましたが、まず、基幹管路、重要給水管路の更新のほうを進めさせていただきまして、耐用年数を超えてしまうものも出てくると思うん

ですが、1.5倍という中での厚生労働省の基準の中で、順次、ほかの管について更新をしていくというような計画であります。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、資料は同じく決算書になります。

決算書の36ページをお願いいたします。

令和3年度の主な工事について、補足説明を申し上げます。

（1）保存工事の概況となります。

工事名、旭中央污水ポンプ場污水ポンプ修繕工事です。

工事の概要は、旭中央污水ポンプ場の着脱式污水ポンプ2台が経年劣化によりポンプの性能が大幅に低下したため、機能を回復することを目的として更新工事を実施いたしました。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田 恒） 2点ほど質疑させていただきたいと思いますが、1点目は企業会計とはちょっと違うようなところがあって、公営企業会計の特別な用語だと思うんですが、その辺を伺いたいんです。

29ページに損益計算書があるんですが、3番の営業外収益の中で、例えば、長期前受金戻し入れというのがありますけれども、これは、考え方としては国庫補助金を償却年数で年度に割り振ったということなんでしょうか。これが1点。

それから、（1）の他会計負担金2億1,800万円、一般から繰り入れているんですが、それと別に、ちょっと戻って恐縮なんですけれども、5ページの水道事業、同じような項目で他会計補助金とあるんですね。いずれも一般会計の他会計補助金は諸支出金から繰り

出していて、29ページの2億1,000万円については一般の土木費から出ているんですけれども、負担金という文言と補助金という文言の使い分けというんですか、意味合いがちょっと違うのかなと思うんですけれども、この辺をご説明いただきたいというのがまず1点。

それからもう1点は、29ページに戻っていただいて、他会計負担金が一般からの繰出しが2億1,800万円、極めて大きいんですけれども、先ほど松木委員のお話にもありましたけれども、下水道の使用料が約1億円で、負担金が2億円というバランスが多い少ないというよりも、こういうような負担があるということなんですけれども、これは仕方がないかなと思うんですけれども、こういう企業会計、下水道とそれから集落排水がこういうふうになっているんですけれども、同様に、こういう事業というのは、大くくりで見れば環境衛生という中のくくりだと思うんです。そうすると、合併浄化槽の問題も、昨日、井田委員からもありましたけれども、こういう下水道区域の中で合併浄化槽というのは基本的にはないと。そうだと思うんですけれども、ただ、合併浄化槽という事業は、これも個人のものですけれどもそういうものと、こういう企業会計と、本来は環境衛生の中で大きく考えるべきだったなと個人的に思うんですけれども、そういう検討というのは、こういう事業の中で検討なされていたのかと思うんですけれども、その2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 長期前受金戻入の件ですが、こちらにつきましては、委員がおっしゃるとおり、減価償却費に割り振ったものの単年度分を計上しております。

負担金と補助金の使い分けですが、項目設定の中で上水道と集落下水道では、その内容というのが違ってきているかと思うんですが、公共下水道事業のほうの他会計負担金につきましては、これは一般会計からのほうの負担金ということで一般会計繰出し、こちらから見ると繰入金の収入の項目になってございます。

水道事業のほうの他会計補助金につきましては、一般会計の繰入れからのものと、それから県のほうの高料金対策補助金、そういった2種類のものの収入がございますので、こちらのほうは他会計補助金というような中で項目のほうを示させていただいております。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 恐らく、その用途が性格によって分かれているのかなと思うんです。例えば補助金というのは、どちらかというと収益的なものと、それから29ページの他会計負担金というのは資本的なものと、そんなくくりじゃないかなというような気がするんですけれ

ども、そういうことで分かれているんだろうなという気がしているんですけども、それは分かりました。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 1問目の他会計補助金のほうですが、こちらは一般会計の繰出金ほうと児童手当等の補助というような中で、水道のほうでは他会計補助金ということでさせていただきます。

先ほど申しました高料金対策のものにつきましては、補助金という項目に入っております。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 文言の考え方についてはいろいろあると思いますので、ここで細かな厳密な部分は結構です。

先ほど申し上げましたように、2つ目のものでいいと思うんですけども、お答え願いたいと思うんですけども、要するに、こういう企業会計、特に下水道だとか合併浄化槽のくくりとしては、公共衛生というんですか、そういうところで議論すべきところもあると思うんですけども、そういうものに対するそのトータルとしての検討というんでしょうか、合併浄化槽というのは、今は合併浄化槽事業になっているわけじゃなくて、合併浄化槽はあくまでも個人で設置するわけだから、この間、松木委員がおっしゃったように、その管理とかというのは個人に任せているわけです。

だけれども、全体的なことを考えれば、市がそうふうに関与するようなことは今まで考えられてきた経過があったかなということをお伺いしたかったわけです。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、公共下水道の区域の中で、まだ水洗化率、加入率は100%になっておりませんので、まだ合併浄化槽を使っている方もおります。

合併浄化槽と公共下水道の関係ですが、こちらにつきましては、公共下水道等を始める際に汚水の適正処理構想というのがございます。この構想の中で、集合処理、公共下水道とか農業集落排水、それから個別処理ということで合併浄化槽での処理というようなところを検討していくことになってございます。

汚水適正化処理構想にも準じた中での集合処理、個別処理ということで行ってきておりま

す。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 分かりました。いずれにしても、そういう公共衛生という意味ではこれからも考えていかなければいけないんじゃないかという思いで質疑させていただきました。答弁は結構です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。
松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、島田委員から発言のあった問題も含めて、私のほうで気になっている点がありまして、水洗化率が71.0%で、令和3年がプラス1.6%である。私も、今度、家を建てるに当たって網戸を選んだのは、下水につながられるからという条件で探したわけです。そして来てみたら、ご存じのように、公共下水道の区域の土地については、宅地のところは全部平米800円の負担金を払っているわけです。下水ができたときに、5年の年賦をもって、それなのに今でも合併浄化槽を使っている方が3割いるわけです。これが今の2列つくる予定の公共下水道のところにまで、まだ1列しかつくってありませんけれども、それに対してどのぐらいの数量になっているのかということがいつも気になっているわけです。

私がなぜ一般質問でもって例の中央病院の東側の3.5ヘクタールの土地の水を入れることについて議論したかということ、水がいろいろな理由からいついっばいになって近くになっているんじゃないかということをお知らせされているんじゃないかということをお知らせしているんじゃないかと思って、そこのところを、下水道担当から今どのぐらいの割合でもって下水の処理をしているかということをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 現在の容量でございますが、どのぐらいの流入があるかというところを計算する場合に、1日の平均処理水量というもので見ております。現在の認可計画での日数平均の水量が3,270立方メートルとなっております。令和3年度の決算での1日平均処理水量が1,928立方メートルということで、そうしますと、計画の容量に対して現在58.9%ほどというような状況でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

今、そういう状態であれば、公共下水道の地域の方には、やはり、接続のお願いというの

をかなり私はやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。あと3割の方が権利としての負担金は払っているわけだから、お金がかかります。工事代がかかります。工事代を一般会計でもって、公共下水道の地域の方が合併浄化槽を取り払って接続する場合には、若干でも取り払いのための費用を持つとか、そういうふうにしてこの3割近くのを上げていくと、かなり公共下水道の料金の問題からいっても改善するんじゃないか、そういうふうを考えますけれども、そんな考え方は、担当課から一般会計に言うのはなかなか大変だと思うんですけれども、そのところをどう上げていくかということを庁内全体でもって少し議論していただけないかなということをお願いしたいと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水洗化率の向上につきましては、現在、コロナ禍の中でなかなか推進できないといえますか、歩けない状況ですので苦しいところでございます。

今委員からありましたお話につきましては、今後の水洗化率を上げる方法として、今後の課題として関係課のほうとお話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明ありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 続いて、議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業剰余金の処分及び会計決算の認定についての補足説明につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は農業集落排水事業の区域に住んでいまして、農村地域でも下水と全く同じで、汚水の心配がなく生活できたことを感謝しているぐらいです。ここも設置率が

74%で、やはり、70%台なんです。ここはちょうど20年少し過ぎて、もう地元の人も慣れちゃっているんでしょうけれども、私は江ヶ崎でしたけれども、大変暮らしやすい地域になりました。そのことを含めて、この地域で加入の促進は監査委員の中でも言われていますけれども、加入する人は40万円とか、そのぐらいの負担金を取られるわけですがけれども、それをぜひもっと強力に進めていただきたいなと思っています。

これについて担当課のお考えと、それから、この地域は結構下水があるということで、家が建つんですね。琴田と江ヶ崎というのは意外と。そういうことでもって関心と呼んでいますから、ぜひこの点について、これからの取組をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 農業集落排水につきまして水洗化率の向上ということで、こちらもコロナ禍でなかなか進んでいない状況です。コロナの状況を見ながら訪問をして加入促進をしたりということで、今後、水洗化率の向上を図っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、議案第6号から議案第8号の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

○委員長（宮内 保） 続いて、担当課より財務諸表について説明をお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうからその他の報告事項ということで、令和3年度決算に基づく旭市財務4表及び決算カードについてご説明を申し上げたいと思います。
まず、お配りいたしております旭市財務書類と書いてある書類のほうをお願いいたします。
資料で使うものは、もう一つ、決算状況という、こちらの2つのご用意をお願いいたします。
それでは、まず1つ目といたしまして、令和3年度旭市財務書類（速報版）と書かれている資料のご説明をいたします。
初めに、財務書類の概要についてご説明いたします。

財務書類につきましては、新地方公会計制度に基づきまして、地方公共団体の会計制度に企業会計の手法を導入しようとする取組でありまして、本市では、平成20年度決算から貸借対照表などのいわゆる財務4表を作成しております。

続いて、財務書類についてご説明いたします。

まず1ページのほうを開いていただきまして、下の表の対象とする会計の範囲をご覧ください。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を併せた一般会計等財務書類、それと、旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類と、旭市の全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類の3つの財務書類となります。

本日は、このうち旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類について説明いたします。

なお、一部事務組合などの関連団体まで加えました連結財務書類につきましては、今年度中に対象団体から決算書などの提供を受けまして、年度末をめどに作成、公表する予定でございます。

次に、右側の2ページをご覧ください。

財務4表の種類です。

1つ目は貸借対照表、いわゆるバランスシートになります。

2つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものでございます。

3つ目は純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものであります。

4つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものでございます。

それでは次に、3ページをご覧ください。

まず、1の貸借対照表、バランスシートについて申し上げます。

まず、上のイメージ図をご覧ください。こちらは貸借対照表の内容を分かりやすく図式化したもので、左側が資産の部、右側が負債の部と純資産となっております。また、この図の下にあります表が基となっている数値をまとめた表でございます。

以下、ほかの3つの財務書類につきましても、上に全体のイメージ図、その下に基となる数値の表というような記載となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、下の表をご覧ください。こちらでご説明いたします。

資産の部の1の固定資産につきましては、令和3年度は1,343億8,804万9,000円で、前年

度と比較しますと、こちらは一番右になりますが26億1,681万5,000円の減となっております。これは、旭中央病院への貸付金の減少などによる（３）投資、その他の資産の減や旧庁舎の解体などに伴い、（１）有形固定資産が減となったことなどが主な要因となっております。

次に、２の流動資産は204億5,342万8,000円となりまして、前年度と比較して3,481万8,000円の減となりました。これは、（１）現金預金は減となったものの、（４）の基金が減債基金への積立てによりまして増となったことで微減となったものでございます。

１の固定資産と、２の流動資産を合わせた資産合計（Ａ欄）については1,548億4,147万7,000円で、前年度と比較して26億5,163万3,000円の減となっております。

下の負債の部です。

１の固定負債については、令和３年度は579億7,958万8,000円となり、前年度と比較して27億9,890万3,000円の減となりました。これは、（１）の地方債が一般会計の起債の償還が進んだことによる減や、旭中央病院の地方債の減などにより減となったことが主な要因です。

２の流動負債につきましては59億3,702万9,000円で、前年度と比較して１億2,973万円の減となりました。

１の固定負債と２の流動負債を合わせた負債合計（Ｂ）は639億1,661万7,000円となり、前年度と比較して29億2,863万3,000円の減となっております。

資産から負債を差し引いた純資産合計（Ｃ）は、②909億2,486万円となりまして、前年度と比較して２億7,700万円の増となりました。

続きまして、右側の４ページをお願いいたします。

２の行政コスト計算書です。これは、民間企業で言うところの損益計算書です。こちらも、下の表でご説明いたします。

１の経常費用については、令和３年度431億2,359万6,000円で、前年度と比較して102億9,351万5,000円の大幅な減となりました。これは、主に（２）移転費用の①補助金等が特別定額給付金給付事業などの新型コロナウイルス対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金などによりまして大幅な減となったことが主な要因です。

２の経常収益は24億261万9,000円で、前年度と比較して１億5,485万6,000円の減となりました。

１の経常費用から２の経常収益を差し引いた、３の純資産行政コストは407億2,097万7,000円で、前年度と比較して101億3,865万9,000円の減となります。これに４の臨時損失を加え、５の臨時利益を引いたものが、６の純行政コストとなりまして、③408億3,289万

5,000円、前年度と比較して101億8,280万6,000円の大幅な減となりました。

続いて、5ページをお願いいたします。

3の純資産変動計算書です。

これは、市の資産から負債を差し引いた純資産の年度中の増減を表すものです。

下の表をご覧ください。

1の前年度末純資産残高は906億4,786万円で、そこから2の純行政コスト③408億3,289万5,000円を差し引き、3の財源411億185万7,000円と、少し飛びまして、6のその他803万8,000円を加えた金額が、一番下になりますが、8の本年度末純資産残高で②として909億2,486万円、前年度と比較して2億7,700万円の増となりました。

これは、1の前年度末純資産残高が減となったことや、3の財源が特別定額給付金給付事業費に係る補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などにより減となったものの、差し引くべき2の純行政コストが新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設の完了に伴い大幅に減となったことにより、差引きの結果、プラスとなったものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

4の資金収支計算書、これはキャッシュフローで、市の資金収支の状況を3つの活動に区分してお示したものでございます。

下の表をご覧ください。

網かけの業務活動収支（A）、これは行政サービスにおける人件費などの支出や市税などの収入といった毎年度の継続的な収入支出となります。令和3年度は31億9,418万5,000円で、前年度と比較して11億1,071万6,000円の増となっております。これは、2の業務収入が新型コロナウイルス対策事業に係る国県補助金や、広域ごみ処理施設整備に係る特別交付税の減などにより減額となったものの、1の業務支出、（2）移転費用支出が新型コロナウイルス対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金の減のほか、新庁舎の備品購入費や小・中学校のタブレットの導入費用の減などもあったため、収入の減額分よりも大きく減額となったため、差引きで増となったものであります。

次に、投資活動収支（B）です。これは、学校や道路などの資産形成や投資、貸付金などによる収入支出となりますが、11億1,596万5,000円のマイナスで、前年度と比較すると9億9,147万2,000円の増となりました。これは、1の投資活動支出が公共施設等整備基金等の積立てによる基金積立金の増などにより増額となったものの、2の投資活動収入についても、庁舎整備基金の廃止や災害復興基金の一部の国への返還などに伴う基金の取崩し額が増とな

ったことで、収支の差額が少なくなったものでございます。

次に、財務活動収支（C）です。これは、地方債や借入金などの借入れ及び償還の収入支出ですが、マイナス26億4,077万3,000円で、前年度と比較すると36億3,080万4,000円の大幅な減となりました。これは、1の財務活動支出の過去に借り入れた地方債の償還額が増となったことに加え、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設の整備事業の完了などに伴い、2の財務活動収入の新たに借り入れた地方債の金額が大幅に減となったことによるものでございます。

（A）（B）（C）の3つの収支を合計した本年度資金収支額（D）はマイナス5億6,255万3,000円で、そこに前年度末資金残高（E）68億1,166万2,000円を加えた合計、本年度末資金残高（F）につきましては62億4,910万9,000円となりました。これに、その下の網かけですが、本年度末歳計外現金残高（G）2億7,528万7,000円を足した本年度末現金預金残高（H）は①65億2,439万6,000円となりまして、前年度と比較しますと5億5,075万1,000円の減となります。

○委員長（宮内 保） 会議は途中ですが、ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、報告事項について担当課の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは続きまして、7ページのほうから説明したいと思います。

ここからは、財務4表を用いた指標の分析の説明となります。

まず、1の市民1人当たりの指標です。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割った金額で、資産については資産の形成度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性をはかることができます。

資産については、令和3年度は241万9,000円で、前年度と比較して1万6,000円の減となりました。

負債については99万9,000円で、前年度と比較して3万4,000円の減となりました。

行政コストについては63万8,000円で、前年度と比較して15万1,000円の減となっています。

次に、2の歳入額対資産比率です。これは、これまでに形成された資産が歳入の何年分に相当するかを表すものです。令和3年度の比率は2.7年で、前年度と比較すると0.4年の増となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3の純資産比率です。総資産のうち、返済義務のない純資産がどのくらいの割合を占めているかを表しています。企業会計における自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。今年度は58.7%で、前年度と比較して1.1ポイントの増となっております。令和3年度は、旧庁舎の解体などにより資産合計が減少したことと、地方債の償還支出が新規の地方債発行収入を上回ったことで負債が減少したことが主な要因となっております。

次の4、有形固定資産減価償却率です。これは、有形固定資産のうち、建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど、施設の老朽化が進んでいると言えます。今年度は61.0%で、前年度と比較して1.2ポイントの増となっております。

9ページをお願いします。

5の基礎的財政収支、プライマリーバランスです。支払利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。プラス（黒字）であれば、その年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることとなり、財政が健全であることを示します。令和3年度は26億2,015万9,000円の黒字で、前年度と比較して33億5,529万9,000円の増となっております。これは、広域ごみ処理施設整備の完了などに伴い、補助金等支出が大幅に減となったことで、2段目の業務活動収支が前年度よりも増加したことと、3段目の投資活動収支が新庁舎建設事業の完了に伴い、前年度と比較して大幅に増加したことが主な要因です。

続いて、6の社会資本形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）です。これは、社会資本整備の結果を示します固定資産を、市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど、将来の世代が負担する割合が高いと言えます。今年度は43.9%で、前年度と比較して1.5ポイントの減となっております。

続いて、10ページをお願いします。

7の受益者負担の割合です。これは、経常収益を経常費用と比較することで、行政サービ

ス提供に対する負担について、どの程度を使用料や手数料等の受益者負担で賄えているのかを表します。経年や他団体との比較により、受益者負担が適正かどうかはかることができます。今年度は5.6%で、前年度と比較して0.8ポイントの増となっております。

以上が、本年度の財務4表の簡単な説明となります。

なお、この内容につきましては、ホームページなどを通じまして公表し、市民の皆様に旭市の財務状況について、できるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

次に、もう一つの資料、1枚ものの決算状況のほうの説明をいたします。

これは毎年度、総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものです。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体との比較もしやすくなっております。

ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて共通した計算方法によって作成されておりますので、歳入歳出の総額などが決算書の数値と異なっていることをご理解いただきたいと思います。

その違いを大まかに言えば、このカードの数値は、一般会計の数値に病院事業債会計の独法化以降の起債借入れ分を加えたものです。

それでは、細かい説明は省略しまして、このカードにどんな内容が盛り込んであるかを説明してまいります。

まず、表面をご覧ください。

上段には、人口と産業構造を表示しています。

中段の左側には、決算額の収支と交付税の算定に用いた基準財政需要額などを、また、右側は各種の財政指標と健全化判断比率を表示しております。そして、下段には各特別会計の決算額を表示しております。

続いて、裏面のほうをお願いいたします。

まず、左側の上段には款別の歳入を、また、その下には市税の収入状況を表示しています。

右側に移りまして、上段は性質別の歳出を、また、その下には目的別の歳出を表示しています。

最後に、一番下の枠には、現在進めている大規模事業を表示しております。

説明は以上でございます。1つ1つの内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和3年度決算に基づきます財務4表と決算カードについての説明を終わりにさ

せていただきます。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） 財政課長、2日間大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。非常によく把握しておられて感服いたしました。

一番最後に、令和3年度決算状況がありますね。これは、どこの市も同じものを出していると今おっしゃいましたよね。私はパソコンとかができないので、できれば類似団体、同じような人口規模、例えば八街市だとか白井市だとか、あとは近隣の匝瑳市、香取市、銚子市、この辺りのものを参考までに頂けると、見比べて、旭市は財政力指数が銚子市よりちょっと劣っているなどか、いろいろな面で参考になるのでお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 決算カードにつきましては、そのように類似団体とか全国の市町村がつくっていますので、すぐにそろえることは簡単でございます。類似団体等も市町村の名前を言っていただければそろえることができます。

○委員長（宮内 保） 木内議長。

○議長（木内欽市） ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 同じようなフォーマットで、各市町村自治体で検索をすれば、こういうのは恐らくプリントアウトは可能というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらのほうはホームページで全市町村、例えば、県のホームページを見ていただければ、そこに県内の市町村の決算カードのページがありまして、そこで全部見られますので、プリントアウトもできます。

○委員長（宮内 保） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時20分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 宮 内 保